



## 第2章

# まごころ運動推進奨励金について

# 1 くまがや市民まごころ運動推進奨励金とは

校区連絡会の活動を支援するため、以下2つの補助制度を設けています。この章では、全ての校区連絡会に交付する「くまがや市民まごころ運動推進奨励金」(以下、まごころ運動推進奨励金)の基本的な事項を説明します。

制度名称	対象校区	交付金額(年額)
くまがや市民まごころ運動推進奨励金	全校区	18万円～33万円 ※校区管内の人口による
地域計画事業加算金 (→P31 参照)	地域計画を策定し、5年にわたり実施する校区	100万円が上限

## 2 交付対象の事業

まごころ運動推進奨励金は、校区連絡会が行う(主催する・共催する)次の事業を交付対象とします。所属団体が独自で実施する事業は交付対象になりません。

なお、「(1)青少年の健全育成に関わる事業」は必ず実施してください。

交付対象となる事業	活動例
(1) 青少年の健全育成に関わる事業 (青少年健全育成事業)	子どもの見守り活動、 教育講演会、体験教室等
(2) 地域住民のふれあいを深め、 健全なコミュニティをつくるための事業 (地域ふれあい事業)	地域内グラウンド・ゴルフ大会、 地区民体育祭、納涼祭、農業体験、 スポレクフェスティバル参加等
(3) 地域計画策定のための事業及び活動 (地域計画策定のための事業)	地域計画策定委員会の会議、 住民アンケートの実施・分析作業等
(4) 美化、清掃等の区域内の環境整備事業 (環境整備事業)	地域一斉清掃活動、のぼり旗設置、 花いっぱい運動等
(5) その他公益上必要と認められる事業 (公益上必要な事業)	地域合同防災訓練等 食品移動販売車の誘致

### 3 対象となる経費

校区連絡会の活動に要する以下の経費が対象となります。

- ・事業計画書、予算書に位置づけられている事業を実施するための経費
- ・校区を運営するための経費

	経費	例	備考
1	事務費	用紙代、インク代、コピー代、はがき代、切手代等	
2	謝金	外部講師、指導者への謝礼等	謝金は、支払った相手から領収書をもらいます。
3	旅費	講師、指導者の活動場所までの交通費 校区連絡会の研修等にかかった交通費実費 役員（研修）旅費	役員旅費を支払う場合は、旅費規程が制定されていることが前提です。
4	消耗品費	賞品、ビニール袋等	
5	備品購入費	必要と認められる物品の購入費	購入した備品には「校区連絡会」の名前を記してください。
6	食糧費	会議やイベント等の茶菓代、昼食代等	
7	原材料費	工作教室などの材料費 防災訓練での炊き出し用食材費等	
8	事業費	保険料、会場使用料、 スポレクフェスティバル参加費等	
9	その他	会長が必要だと認める支出	

※会計年度は4月1日から翌年3月31日まで

次の支出は対象経費となりませんので、注意してください。

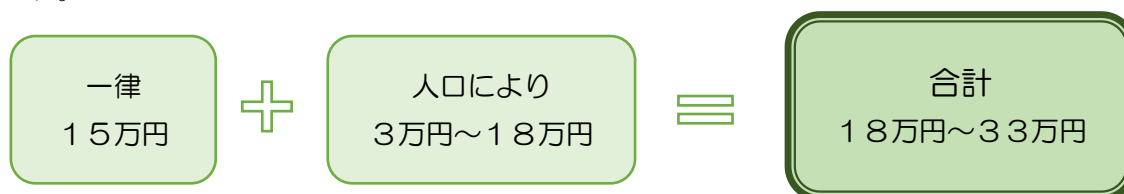
- ・校区連絡会に所属する団体や外部団体への資金提供（祝い金）
- ・領収書が発行できない経費
- ・使途が特定できない経費



©橋谷市

## 4 交付される金額

1つの校区につき、年度ごとに18万円～33万円交付しています。校区管内の人口を根拠に算定しているため、奨励金額が年度ごとに異なることもあります。

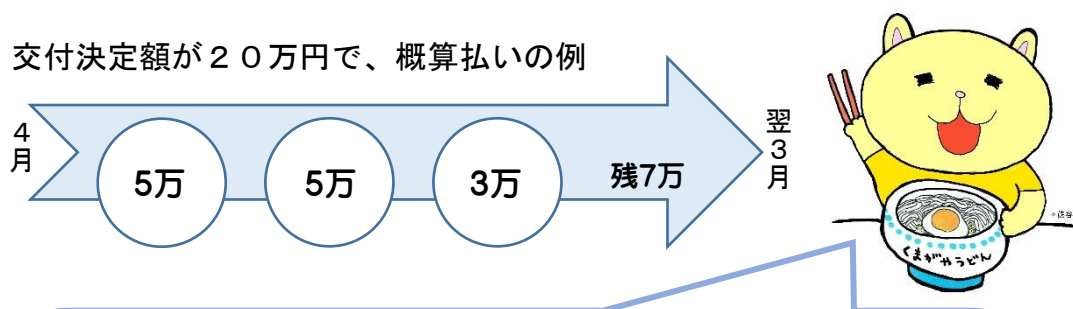


算定した奨励金額は「交付上限額」として事前に各校区に通知します。あくまでも上限額ですので、少ない奨励金額で交付を受けることも可能です。事業計画に則した予算立てを行い、必要な金額を市に申請して交付を受けてください。

### (1) 概算払い

奨励金の交付を受ける際、一括ではなく、分割して奨励金を受け取ることができます。

例 交付決定額が20万円で、概算払いの例



少しずつ請求して交付を受けたにや。  
今年はいくつも事業が中止になっちゃったから、  
最終的に合計13万円で足りたにや～。  
始めに20万円もらってたら、使い道に困ったと思うにや。

### (2) 返還について

なお、年度が終了し、市に実績報告をした結果「奨励金対象経費の合計額」が「交付した奨励金額」を下回っていた場合、「下回った金額」は翌年度の4月末までに市に返還してください。

◎返還とならないためにも、ぜひ「概算払い」をご活用ください！

## 5 よくある質問

### 質問 1

校区連絡会主催のイベントのために、屋外で使えるマイクとスピーカーを備品として購入しました。

公民館の倉庫を借りて保管していますが、問題ありませんか？

問題ありません。ただし、購入した物品にはマジックペンで「校区連絡会」と名前を書いておく、名前を書いたシールを貼っておくなど、所属団体、外部団体の備品に紛れないようにする工夫が必要です。

### 質問 2

校区連絡会の役員会のために地域の集会所を月に1度利用しています。

部屋にエアコン設備がなく不便なので、受け取った奨励金を使ってエアコンを購入し、設置工事をしてもらってもよいですか？

設置したエアコンは集会所の設備扱いになってしまうため、認められません。ただし、校区連絡会の活動時に使用するために、備品として扇風機やストーブ（設置工事を必要とせず、持ち運び可能な物品）を購入することは認められます。  
※前項のQ&Aも参照してください。

### 質問 3

地域の子どもたちを連れて、寺社に初詣に行きました。

子どもたちが投げるためのお賽銭は、奨励金から支出してもよいですか？

認められません。お賽銭や榊料など、寺社に対する出費は領収書の出ない性質のものであるため、経費として適当ではありません。

### 質問 4

校区連絡会の会議資料を必要数印刷するため、コンビニエンスストアのコピー機を使用しました。

コピー機の使用料は、奨励金から支出してもよいですか？

大丈夫です。コピー代金の領収書を必ず受け取るようにしてください。  
また、公民館や小学校のコピー機を無償で借りて使用した場合、用紙代やインク代を奨励金から支出しても差し支えありません。（この場合、用紙やインクを購入したお店から領収書を受け取ります。）

### 質問5

受け取った奨励金を、長寿会、小学校、公民館、健全育成会などの所属団体に「校区連絡会からの補助金」として資金提供してもよいですか？

所属団体、外部団体への資金提供は経費として認めていませんので、他団体と合同で開催する行事の運営に関する具体的な費用などで支出してください。

例 ×：長寿会運営費として 20,000 円支出

○：校区連絡会・長寿会合同体育祭に使用するハチマキを 19,800 円で購入（この場合、ハチマキを購入したお店から領収書を受け取ります。）

### 質問6

地域の学校に通う子どもたちの安全のために、奨励金を使って「通学路防犯マップ」を作成しようと考えています。

完成したマップを学区内の全世帯に配布したいのですが、問題ありませんか？

問題ありません。同様に、地域の内容に特化した災害マニュアルなどを作成した場合も問題ありません。

### 質問7

子どもたちを対象にお手玉講習会を開催しました。校区連絡会に属していない人5名に講師として来てもらったので、それぞれ500円を謝金として支払いたいのですが、相手方からどのように領収書を受け取ったらよいのでしょうか？

以下のどちらのパターンでも大丈夫です。

- 1 謝金を支払った領収書を全員から1枚ずつ受領する。(計5枚)
- 2 謝金を支払った全員の住所・氏名・押印を含む領収書を、1枚受領する。

<b>領収書</b> 令和3年1月30日
<b>金 500円</b>
お手玉講師謝金として受け取りました。
熊谷市●●123番地 熊谷 花子 印

(1名分)

<b>領収書</b> 令和3年1月30日	
<b>金 2,500円</b>	
お手玉講師謝金として	
1人につき500円ずつ受け取りました。	
熊谷市●●123番地	熊谷 花子 印
熊谷市●●18	熊谷 太郎 印
熊谷市●●765番地	大里 次郎 印
熊谷市●●1-5-9	妻沼 洋子 印
熊谷市●●45-5	江南 三郎 印

## 6 領収書の取扱い

領収書は校区連絡会の会計を証明する重要な資料です。受け取り忘れ、宛名間違いなどが起きないように十分注意しましょう。

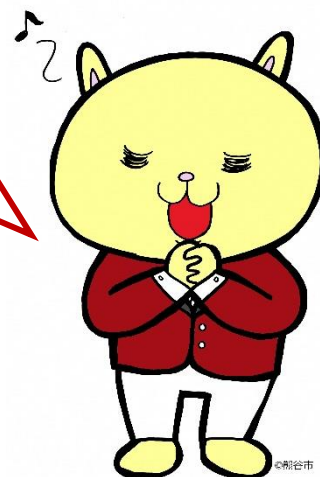
### 対象経費に係る領収書の取扱い

- (1) 領収書に、宛名、日付、金額、内容、発行者が必ず明記されていることを確認してください。
- (2) 領収書の宛名は「校区連絡会」としてください。
- (3) 謝金を支払った場合は、相手から必ず領収書を受け取ってください。  
※その際の領収書は、発行元名義、発行元住所、押印が必須です。
- (4) 領収書が発行できない場合は、原則として対象になりませんが、次のものは領収書と同等の扱いとして構いません。
  - ・スーパーマーケット等で支出した際のレシート
  - ・インターネット通販等の明細（金額と内容が確認できるもの）

**年*月*日	明細
〇〇校区連絡会 様	
金 <u>◇◇, ◇◇◇</u> 円	
但し*****として ○△□ 熊谷店	

領収書は、校区連絡会共有のノートに貼ったり、専用の台紙を用意してファイリングしたりして、見やすい状態で保管しておくにゃ！

会計整理簿や支出一覧表を作成しておく、あとで領収書が探しやすくなるからオススメだにゃ～。



## 7 最近の主な制度改正

### 令和4年度

#### (1) 概算払いが可能に

今まで一括で交付していた奨励金を、分割して交付（概算払い）できるようになります。

予期せぬ支出の減少により年間の支出計画が崩れてしまう事例が多々ありましたが、概算払いとすることで、校区連絡会が事業の進行具合に応じて適切に支出できるようになることを目的とした改正です。

#### (2) 使い切れない<sup>(※)</sup>奨励金は「返還」へ

令和3年度実績報告から、以下のとおりに取扱いが変更となります。

×：使い切れない奨励金は、次年度の交付上限額から差し引く。

○：使い切れない奨励金は、市に返還する。（次年度に影響なし）

※ここでいう「使い切れない」とは

市に実績報告をした結果、奨励金対象経費の合計額が交付した奨励金額を下回っていた場合のことを指します。

年度	奨励金の取扱い
令和2年度	使い切れない場合でも返還しない
令和3年度	交付上限額に影響あり 使い切れない場合は返還
令和4年度 以降	交付上限額に影響なし 使い切れない場合は返還

### 今後の検討事項

青少年健全育成会市民会議各支部の事業費

小学校の統廃合に係る校区連絡会の活動区域の変更 など



## 令和3年度

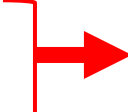
令和3年度以降に提出する書類の押印の取扱いが変更となりました。

名称	押印の取扱い
交付申請書	廃止（押印省略）
請求書	会長の自署の場合は、 押印を省略できる。
実績報告書	廃止（押印省略）

## 令和2年度

### （1）制度の1本化、地域づくり応援事業の廃止

3種類の補助制度が、まごころ運動推進奨励金に集約されました。あわせて、地域づくり応援事業は、まごころ運動推進事業に統合されました。

- ・まごころ運動推進奨励金
  - ・青少年健全育成事業加算金
  - ・地域づくり応援事業報奨金
- 
- まごころ運動推進奨励金  
(令和2年度～)

### （2）領収書の添付省略

会計監査後、収支決算書に監事の署名（→P25参照）をすることで、実績報告書に添付する領収書の写しが省略できるようになりました。

ただし、会計の詳細を確認させていただくこともあるため、実績報告書提出時には帳簿等を持参してください。（写しの提出は必要ありません。）

領収書は5年間の保存をお願いします。